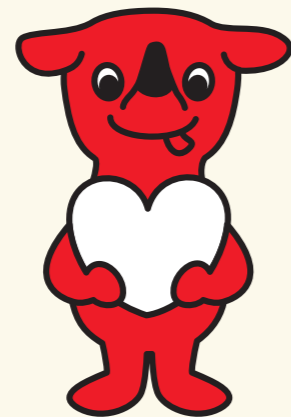


CHIBA

千葉県人権施策基本指針(改定)

すべての県民の人権が尊重される

元気な千葉県を目指して



千葉県健康福祉部健康福祉政策課

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

TEL.043-223-2348 FAX.043-222-9023

<http://www.pref.chiba.lg.jp>



千葉県

すべての県民の人権が尊重される 元気な千葉県を目指して

千葉県では、平成16年に「千葉県人権施策基本指針」を策定し、幼児期からの人権意識の醸成等による県民の心のバリアフリーの実現に向けて、人権施策を推進してまいりました。

その結果、学校や職域において、様々な人権教育や啓発が行われるとともに、人権に係る相談窓口や分野別の施策も充実してきています。

しかし、私たちの周りには、依然として女性や子ども、高齢者や障害のある人などに対する差別や虐待などの人権問題が存在しています。

また、近年、インターネットを通じた人権侵害や東日本大震災の際に顕在化した災害時における配慮など、新たな課題も生じています。

県では、こうした状況を踏まえ、多くの皆様から貴重な御意見をいただき、このたび基本方針を改定いたしました。

今後とも、すべての県民の人権が尊重される元気な千葉県を目指して、全力で取り組んでまいりますので、皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

平成27年2月

千葉県知事 森田 健作

1 基本的な考え方

Basic idea



基本理念

すべての県民の人権が尊重される元気な千葉県を目指して

を基本理念として、千葉県では人権施策を推進します。

そのため、次の3つの社会づくりを推進します。

① 一人ひとりがかけがえのない存在として
お互いに尊重し合う差別のない社会

人権は、人としての尊厳に基づいて、だれもが生まれながらにして持っている固有の権利です。一人ひとりがかけがえのない尊い命の主体者として、互いに人権の意義やその尊重と共存の重要性について理解を深め、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他の人の人権をも尊重し、差別や偏見、さらに暴力のない社会の実現を目指します。

② 一人ひとりの能力が十分に発揮できる機会が保障され、
活力のある社会

すべての人は平等であって、性別、年齢、障害の有無、社会的身分、門地、人種、民族、信条などによって不当に差別されず、一人ひとりの様々な生き方の可能性を否定されることなく、個性や能力を十分発揮できる機会が保障され、元気で活力のある社会の実現を目指します。

③ 一人ひとりの個性を尊重し多様な文化や価値観を認め合い、
お互いがつながり支え合いながら共に暮らせる社会

すべての人がそれぞれの個性や生き方等の違いを認め合い、多様な文化や価値観を尊重することが重要であり、自分を大切にするとともに、他の人を大切にして、支え合い、絆を大切にしながら、共に安心していきいきと暮らせる元気な千葉県の実現を目指します。

2 人権教育・啓発の推進

Education and enlightenment



人権教育は、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動であり、生涯学習の視点に立って、幼児期からのライフステージごとに、地域の実情等に合わせて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、実施する必要があります。

また、人権を尊重し合う社会を実現するためには、人権に関する基本的な知識の習得のみならず、生命の尊さ・大切さや、自分がかけがえのない存在であると同時に他の人もかけがえのない存在であること、他の人との共生・共感の大切さを真に実感できるように、県民一人ひとりの人権意識を高め、人権への理解を深めていく必要があります。

人権教育

学校教育

発達段階に応じた教育
学校・地域の実情に応じた道徳教育

社会教育

家庭教育への支援
人権教育への保護者等の理解促進

人権啓発

県民

啓発冊子等の配布や講演会等の実施

企業・職場

発人権をテーマとした研修会・講演会の開催促進

特定職業従事者

行政職員、教職員、警察職員、消防職員、
医療保健関係者、福祉関係者に対する啓発



3 施策の総合的・効果的な推進

Promotion of a policy

県の推進体制

知事を本部長とする「千葉県人権施策推進本部」を設置し、人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進

県



国・市町村・民間

国、市町村、民間団体等との連携

それぞれの役割を踏まえつつ、連携した取組を推進市町村や企業、民間団体等の取組に対する支援を実施



基本指針・人権施策について、適宜、点検・見直しを実施

4 分野別施策の推進

Sectoral

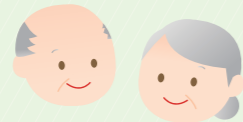
女性

職場や家庭、地域など、あらゆる場
で男女がお互いを尊重しつつ、
ともに責任を分かち合い、
一人ひとりがいきいきと個性や
能力を發揮し、安心して暮ら
せる社会の実現

- ① 広報・啓発の推進
- ② 教育・学習の充実
- ③ 相談体制の充実
- ④ 男女共同参画の促進
- ⑤ ワーク・ライフ・バランスの普及促進
- ⑥ ストーカー被害者・DV被害者への支援
- ⑦ セクシャル・ハラスメントなどの防止
- ⑧ 人身取引対策の推進

高齢者

高齢者が住み慣れた地域で、
生きがいを持ち、お互いに支
え合い、安心して暮らせる社
会の実現



- ① 広報・啓発の推進
- ② 教育・学習の充実
- ③ 相談体制の充実
- ④ 介護サービスの質の確保
- ⑤ 虐待防止のための取組の推進
- ⑥ 犯罪被害防止のための取組の推進
- ⑦ 権利擁護の推進
- ⑧ 生活支援の促進
- ⑨ 互いに支え合う地域づくりの促進

子ども

子ども一人ひとりが人間として
最大限に尊重され、自己実現
を図ることのできる社会の実
現



- ① 広報・啓発の推進
- ② 教育・学習の充実
- ③ 相談体制の充実
- ④ 青少年健全育成・子どもの育成支援
- ⑤ いじめ防止のための取組の推進
- ⑥ 虐待防止のための取組の推進
- ⑦ 犯罪被害防止のための取組の推進
- ⑧ 貧困対策の推進

障害のある人

障害の有無にかかわらず、県民
誰もが相互に人格と個性を尊
重し、障害のある人のライフ
ステージに沿った福祉サービ
スが提供され、障害のある人
が地域社会の中で人々と共
生し、その人らしく暮らせる
社会の実現

- ① 広報・啓発の推進
- ② 教育・学習の充実
- ③ 相談体制の充実
- ④ 虐待防止のための取組の推進
- ⑤ 生活支援と一体となった権利擁護の推進
- ⑥ 障害のある子ども一人ひとりに合わせた教育の充実
- ⑦ 就労支援の推進
- ⑧ バリアフリーの推進
- ⑨ 一人ひとりに着目した支援の充実

被差別部落出身者

同和問題に対する正しい理解と
認識を深めることにより、被
差別部落出身者への偏見や差
別の解消するとともに、えせ
同和行為を排除

- ① 広報・啓発の推進
- ② 教育・学習の充実
- ③ 相談体制の充実
- ④ 学習支援の推進
- ⑤ えせ同和行為の排除

HIV感染者・ハンセン病元患者等

病気に対する正しい知識を持
つことにより、患者等への偏
見や差別をなくすよう啓発に
努め、また、必要な支援を
行う



- ① 広報・啓発の推進
- ② 教育・学習の充実
- ③ 相談体制の充実

インターネットを通じた人権侵害

インターネットを通じた人権
侵害を防止するため、ルール
やマナー、危険性について
教育・啓発を推進

- ① 広報・啓発の推進
- ② 教育・学習の充実
- ③ インターネット上の書き込みへの対応
- ④ 犯罪被害防止の取組

様々な人権課題

- | | | |
|---------------|----------------|-------|
| ① 性的指向・性同一性障害 | ④ 生活困窮者 | ⑦ その他 |
| ② 刑を終えて出所した人 | ⑤ 中国残留邦人等 | |
| ③ ホームレス | ⑥ 北朝鮮当局による拉致問題 | |



外国人

外国人の持つ文化、宗教、生
活習慣等における多様性に対
する理解を深め、偏見や差別
のない多文化共生社会の実
現



- ① 広報・啓発の推進
- ② 教育・学習の充実
- ③ 相談体制の充実
- ④ 自立支援の推進
- ⑤ 社会参加の促進

犯罪被害者とその家族

犯罪被害者等の状況を理解し、
受けた被害の早期回復・軽減
を図り、その平穏な生活が
確保されるよう県民全体で
支える社会の実現

- ① 広報・啓発の推進
- ② 教育・学習の充実
- ③ 相談体制の充実
- ④ 支援の実施

災害時の配慮

災害時にも要配慮者等の
人権が尊重される社会の実
現

- ① 広報・啓発の推進
- ② 教育・学習の充実
- ③ 要配慮者や男女共同参画の視点の防災計画等への反映

